

不開示部分	不開示理由
警察職員の氏名及び印影 (管理職を除く)	<p>【個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項2号】 開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>【法78条1項5号】 開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
「相談処理経過の概要」のうち、「処理経過の概要」欄及び「別紙相談処理経過の概要」で開示請求者以外の個人に関する情報であり、生活安全相談業務の処理経過等が記載された部分	<p>【法78条1項2号】 開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>【法78条1項7号】 開示請求者以外の者に係る情報であって、開示することにより、開示請求者以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど、生活安全相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「生活安全相談処理結果表」のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「分類種別」欄</li> <li>・「措置方法措置結果」欄</li> <li>・「相談の種別」欄</li> <li>・「事件化の検討」欄</li> <li>・「連絡引継確認者」欄</li> <li>・「相手方」欄</li> </ul> </li> <li>○ 「相談処理経過の概要」のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「分類種別」欄</li> <li>・「措置」欄</li> <li>・「処理経過の概要」欄及び「別紙相談処理経過の概要」で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分</li> </ul> </li> <li>○ 「相談関係者」のうち、不開示とした部分（警察職員の氏名を除く）</li> <li>○ 「相談処理結果」のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「分類種別」欄</li> <li>・「措置」欄</li> <li>・「処理結果」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分</li> </ul> </li> <li>○ 写真台紙の不開示とした部分</li> </ul>	<p>【法78条1項7号】 相談事務に係る評価、判断等に関する情報であって、開示することにより、生活安全相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>